

令和元年度

財政援助団体等監査報告書

(第 3 回)

君津市監査委員

目 次

財政援助団体等監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象	1
2 監査の範囲	1
3 監査実施日	1
4 監査の場所	1
5 監査の主眼及び方法	1

第2 監査の結果

公の施設の指定管理者

神門地域コミュニティ活動推進委員会	2
貞元地域コミュニティ活動推進委員会	5
松丘地域コミュニティ活動推進委員会	9
南子安地域コミュニティ活動推進委員会	12
亀山地域コミュニティ活動推進委員会	15

(注) 比率 (%) は、原則として小数点以下第2位を四捨五入した。

財政援助団体等監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象 ※()は、所管する部課

公の施設の指定管理者

神門地域コミュニティ活動推進委員会 (市民環境部 市民生活課)

貞元地域コミュニティ活動推進委員会 (市民環境部 市民生活課)

松丘地域コミュニティ活動推進委員会 (市民環境部 市民生活課)

南子安地域コミュニティ活動推進委員会 (市民環境部 市民生活課)

亀山地域コミュニティ活動推進委員会 (市民環境部 市民生活課)

2 監査の範囲

平成30年度における、公の施設の指定管理者として行った当該施設の管理運営に係る出納及び事務執行並びに所管課での指定管理に係る事務執行状況

3 監査実施日

令和元年11月20日、27日

4 監査の場所

監査室及び現地施設

5 監査の主眼及び方法

君津市の公の施設を管理している指定管理者に対し、施設管理に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかなどを主眼に置き、監査資料及び関係諸帳簿を調査(補助職員の事前予備調査含む。)するとともに、関係職員から説明を聴取して実施した。

神門地域コミュニティ活動推進委員会 (公の施設名:神門コミュニティセンター)

1 指定管理者

神門地域コミュニティ活動推進委員会 (君津市人見1462番地41)

2 公の施設の概要

- (1) 名称 君津市神門コミュニティセンター
- (2) 施設所在地 君津市人見1462番41
- (3) 設置年月日 昭和58年4月28日
- (4) 設置の目的 市民相互の交流を図り、地域住民の連帯意識を高めることを目的とする。

(5) 建物の概要

- ア. 鉄筋コンクリート造り平屋建
- イ. 敷地面積 2,292㎡
- ウ. 延べ床面積 566㎡

(6) 施設の概要

- ア. 大会議室 104㎡
- イ. 和室 33㎡
- ウ. 浴室等 94㎡
- エ. 調理実習室ほか 335㎡
- オ. 設備 (温泉設備、電気設備、機械設備)
- コ. 備品 (机、いす等)

(7) 施設の開館時間等

- ア. 開館時間 午前9時から午後5時まで
- イ. 休館日 毎週月曜日
年末年始 (12月28日から1月3日まで)

3 管理運営に関する協定

- 基本協定 君津市神門コミュニティセンターの管理及び運営に関する基本協定
指定期間 平成30年4月1日～平成32年3月31日
- 年度協定 君津市神門コミュニティセンターの管理及び運営に関する年度協定
協定期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

4 指定管理者が行う業務 (君津市神門コミュニティセンター管理業務仕様書より)

- (1) コミュニティセンターの使用の許可
- (2) コミュニティセンターの使用の不許可
- (3) コミュニティセンターの使用の許可の取消し
- (4) 使用料の徴収等
- (5) 使用料の減免

- (6) 施設全般の管理運営
- (7) 施設の建物及び設備の維持管理
- (8) 業務遂行の記録等
- (9) アンケートの実施
- (10) 事業計画書の作成及び提出
- (11) 収支計画書の作成及び提出
- (12) 事業報告書の作成及び提出

5 人員の配置等 (平成31年4月1日現在)

会長	1人
副会長	2人
会計	1人
事務員	2人

6 管理業務費用 2,717,000円 (平成30年度)

7 月別利用者数 (平成30年度事業報告書より)

(単位：人)

	開館日数	大会議室	小会議室	和室	調理室	浴室	合計	市外
4月	25	164		64		1,250	1,478	150
5月	27	133		33		1,306	1,472	151
6月	26	142		46	3	1,226	1,417	116
7月	26	138		54		1,119	1,311	107
8月	25	105		27		443	575	41
9月	26	114		62		94	270	4
10月	26	106		34		1,051	1,191	113
11月	26	167	3	57	12	1,260	1,499	156
12月	23	110		45		1,153	1,308	152
1月	24	130		23		1,307	1,460	173
2月	24	87		20		1,212	1,319	149
3月	27	99		82		1,321	1,502	153
合計	305	1,495	3	547	15	12,742	14,802	1,465

8 平成30年度決算収支状況

収入

(単位：円)

科目	決算額	適用
委託料	2,717,000	君津市より委託料として
雑収入	0	
合計	2,717,000	

支出

(単位：円)

科目	決算額	適用
人件費	2,488,537	管理人等給与、労働保険
事務費	7,594	コピー紙他
会議費	49,825	総会、役員会議、委員会他
消耗品費	43,474	衛生用品他
通信費	2,022	封書、切手
事業費	170,320	活動費
合計	2,761,772	

収入金額 2,717,000 円 － 支出金額 2,761,772 円 ＝ 収支差額 -44,772 円

※不足分については、神門地域コミュニティ活動推進委員会より拠出

指定管理業務に係る収入は、市からの指定管理に係る年度協定に基づく受託事業収入のみである。

支出の主なものは、神門コミュニティセンター管理業務に係る人件費が 248 万 8,537 円 (90.1%)、自主事業等に係る事業費が 17 万 320 円 (6.2%) である。

監査の結果

公の施設の管理運営業務に係る出納及びその他の事務の処理状況について、おおむね適正に処理されていると認められた。なお、収支決算書については、推進委員会との区別を明確にするよう指摘し修正している。

監査の意見

指定管理者から提出された収支決算書や事業報告書については、活動内容の把握と適切な指定管理料の算定のため、所管課が内容を十分に精査し、必要に応じて指導を行うべきである。しかしながら、所管課のみならず指定管理者制度担当課である総務課においても、活動内容や報告書の確認を行った形跡が見られず、これではチェック機能が形骸化していると言わざるを得ない。所管課は、業務を請け負っている推進委員会が決算事務等に不慣れであっても当然であると認識し、適切な指導ができるよう研鑽に努めていただきたい。平成18年から始まった本市の指定管理については、制度のあり方について検討が必要な時期を迎えたものと考えられる。関係機関それぞれが指定管理者制度及び本施設の設置目的を理解し相互に連携していただきたい。また、指定管理者については、指定管理料が公金であることを理解したうえで、使途について十分に精査し、適切な決算書の作成を心がけていただきたい。

(むすび)

コミュニティセンターは、市民相互の交流を図り、地域住民の連帯意識を高めることを目的として設置された施設である。中でも神門コミュニティセンターは、温泉設備を有する特異な施設となっているため、他のコミュニティセンターとは異なった管理が求められ、これまでも運営には苦勞されていたと思う。今後は、不明な点等は所管課に相談し、利用者の声を聴きながら目的に沿った施設となるよう望むものである。

貞元地域コミュニティ活動推進委員会 (公の施設名:貞元コミュニティセンター)

1 指定管理者

貞元地域コミュニティ活動推進委員会 (君津市上湯江1287番地3)

2 公の施設の概要

- (1) 名称 君津市貞元コミュニティセンター
- (2) 施設所在地 君津市上湯江1287番3
- (3) 設置年月日 昭和59年7月18日
- (4) 設置の目的 市民相互の交流を図り、地域住民の連帯意識を高めることを目的とする。

(5) 建物の概要

- ア. 鉄筋コンクリート造り平屋建
- イ. 敷地面積 2,624㎡
- ウ. 延べ床面積 538㎡

(6) 施設の概要

- ア. 大会議室 128㎡
- イ. 小会議室 33㎡
- ウ. 和室 76㎡
- エ. 調理実習室ほか 301㎡
- オ. 設備 (電気設備、機械設備)
- コ. 備品 (机、いす等)

(7) 施設の開館時間等

- ア. 開館時間 午前9時から午後5時まで
- イ. 休館日 毎週月曜日
年末年始 (12月28日から1月3日まで)

3 管理運営に関する協定

- 基本協定 君津市貞元コミュニティセンターの管理及び運営に関する基本協定
指定期間 平成30年4月1日～平成33年3月31日
- 年度協定 君津市貞元コミュニティセンターの管理及び運営に関する年度協定
協定期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

4 指定管理者が行う業務 (君津市貞元コミュニティセンター管理業務仕様書より)

- (1) コミュニティセンターの使用の許可
- (2) コミュニティセンターの使用の不許可
- (3) コミュニティセンターの使用の許可の取消し
- (4) 施設全般の管理運営
- (5) 施設の建物及び設備の維持管理

- (6) 業務遂行の記録等
- (7) アンケートの実施
- (8) 事業計画書の作成及び提出
- (9) 収支計画書の作成及び提出
- (10) 事業報告書の作成及び提出

5 人員の配置等 (平成31年4月1日現在)

会長 1人
事務員 2人

6 管理業務費用 2,180,000円 (平成30年度)

7 月別利用者数 (平成30年度事業報告書より)

(単位：人)

		大会議室		小会議室		和室		調理室		談話室		広場		計	
		昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜		
4月	男	173	163	74	43	149	0	17	0	18	6	0	0	643	1,301
	女	252	23	113	8	220	0	32	0	10	0	0	0	658	
5月	男	161	196	58	10	146	0	8	0	10	0	11	0	600	1,217
	女	300	36	105	0	143	0	20	0	13	0	0	0	617	
6月	男	148	55	126	32	157	0	30	0	0	3	12	0	563	1,114
	女	256	34	128	0	93	0	40	0	0	0	0	0	551	
7月	男	201	57	85	20	116	12	14	0	5	0	35	0	545	1,153
	女	251	31	139	0	109	12	16	10	12	0	28	0	608	
8月	男	238	52	58	0	93	0	0	0	2	3	0	0	446	979
	女	265	22	143	0	78	0	20	0	5	0	0	0	533	
9月	男	228	32	151	26	135	0	19	0	0	0	12	0	603	1,146
	女	256	23	151	1	112	0	0	0	0	0	0	0	543	
10月	男	728	13	83	16	150	0	3	0	5	0	0	0	998	2,133
	女	839	14	138	2	118	4	9	0	11	0	0	0	1,135	
11月	男	173	28	79	26	130	1	9	0	2	12	10	10	480	1,203
	女	254	75	142	0	85	20	30	0	3	2	56	56	723	
12月	男	163	13	71	0	147	0	10	0	8	0	0	0	412	894
	女	235	16	118	0	104	0	0	0	9	0	0	0	482	
1月	男	267	18	56	0	103	0	10	0	13	0	0	0	467	1,019
	女	255	18	127	0	129	0	7	0	16	0	0	0	552	
2月	男	180	76	92	9	159	0	10	0	0	7	0	0	533	1,161
	女	295	24	146	10	131	10	12	0	0	0	0	0	628	

		大会議室		小会議室		和室		調理室		談話室		広場		計	
		昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜		
3月	男	351	86	102	9	166	20	8	0	10	6	0	0	758	1,536
	女	365	55	111	10	130	18	0	0	73	16	0	0	778	
合計	男													7,048	14,856
	女													7,808	

8 平成30年度決算収支状況

収入

(単位：円)

科目	決算額	適用
事業収入	2,180,000	君津市委託金
	2,410	コピー収入
合計	2,182,410	

支出

(単位：円)

科目	決算額	適用
人件費	2,004,500	管理人給料、通勤手当
社会保険料	5,967	労働保険
事務用品費	6,997	事務用品
備品購入	354,901	コピー機、生垣用バリカン
修繕費	4,285	卓球台修繕費
事務雑費	17,031	台所用品、衛生用品、振込手数料
会議費	4,166	総会開催費用
通信費	5,166	郵送代
交際費	15,000	関係団体祝儀
活動費	83,495	コミセンだより印刷、諸作業茶菓子代
合計	2,501,508	

収入金額 2,182,410 円 - 支出金額 2,501,508 円 = 収支差額 -319,098 円

※不足分については、貞元地域コミュニティ活動推進委員会より補填

指定管理業務に係る収入は、市からの指定管理に係る年度協定に基づく受託事業収入及びコピー収入である。

支出の主なものは、貞元コミュニティセンター管理業務に係る人件費が 200 万 4,500 円 (80.1%)、コピー機等の備品購入費が 35 万 4,901 円 (14.2%) である。

監査の結果

公の施設の管理運営業務に係る出納及びその他の事務の処理状況について、おおむね適正に処理されていると認められた。なお、収支決算書については、推進委員会との区別を明確にするよう指摘し修正している。

監査の意見

指定管理者から提出された収支決算書や事業報告書については、活動内容の把握と適切な指定管理料の算定のため、所管課が内容を十分に精査し、必要に応じて指導を行うべきである。しかしながら、所管課のみならず指定管理者制度担当課である総務課においても、活動内容や報告書の確認を行った形跡が見られず、これではチェック機能が形骸化していると言わざるを得ない。所管課は、業務を請け負っている推進委員会が決算事務等に不慣れであっても当然であると認識し、適切な指導ができるよう研鑽に努めていただきたい。平成18年から始まった本市の指定管理については、制度のあり方について検討が必要な時期を迎えたものと考えられる。関係機関それぞれが指定管理者制度及び本施設の設置目的を理解し相互に連携していただきたい。また、指定管理者については、指定管理料が公金であることを理解したうえで、計画にない支出は所管課と協議し、支出内容が適正であるかを十分に精査して、説明責任が果たせるような予算執行となるよう心がけていただきたい。

(むすび)

コミュニティセンターは、市民相互の交流を図り、地域住民の連帯意識を高めることを目的として設置された施設である。これまでも地域コミュニティ活動の推進に尽力いただいているところであるが、今後も更なるコミュニティ活動の場となるよう本施設の設置目的に沿った運営を望むものである。

松丘地域コミュニティ活動推進委員会 (公の施設名:松丘コミュニティセンター)

1 指定管理者

松丘地域コミュニティ活動推進委員会 (君津市広岡1840番地1)

2 公の施設の概要

- (1) 名称 君津市松丘コミュニティセンター
- (2) 施設所在地 君津市広岡1840番1
- (3) 設置年月日 平成6年9月1日
- (4) 設置の目的 市民相互の交流を図り、地域住民の連帯意識を高めることを目的とする。
- (5) 建物の概要
 - ア. 鉄筋コンクリート造り平屋建
 - イ. 敷地面積 9,468㎡
 - ウ. 延べ床面積 617㎡
- (6) 施設の概要
 - ア. 大会議室 172㎡
 - イ. 小会議室 32㎡
 - ウ. 和室 75㎡
 - エ. 調理実習室ほか 338㎡
 - オ. 設備(電気設備、機械設備)
 - コ. 備品(机、いす等)
- (7) 施設の開館時間等
 - ア. 開館時間 午前9時から午後5時まで
 - イ. 休館日 毎週月曜日
年末年始(12月28日から1月3日まで)

3 管理運営に関する協定

基本協定 君津市松丘コミュニティセンターの管理及び運営に関する基本協定
指定期間 平成30年4月1日～平成33年3月31日

年度協定 君津市松丘コミュニティセンターの管理及び運営に関する年度協定
協定期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

4 指定管理者が行う業務(君津市松丘コミュニティセンター管理業務仕様書より)

- (1) コミュニティセンターの使用の許可
- (2) コミュニティセンターの使用の不許可
- (3) コミュニティセンターの使用の許可の取消し
- (4) 施設全般の管理運営
- (5) 施設の建物及び設備の維持管理

- (6) 業務遂行の記録等
- (7) アンケートの実施
- (8) 事業計画書の作成及び提出
- (9) 収支計画書の作成及び提出
- (10) 事業報告書の作成及び提出

5 人員の配置等 (平成31年4月1日現在)

会長	1人
事務員	2人
会計	1人
庶務	2人

6 管理業務費用 2,180,000円 (平成30年度)

7 月別利用者数 (平成30年度事業報告書より)

(単位:人)

	ホール	大会議室	小会議室	和室	調理実習室	コミュ広場	工芸室	合計	見学者
4月	13	321	169	72	4		12	591	232
5月	30	575	124	58	13		24	824	232
6月	39	873	89	115	136	80	23	1,355	205
7月	43	638	111	103	10		24	929	184
8月	30	462	177	64	23		20	776	261
9月	28	538	122	30	12		16	746	182
10月	184	1,669	403	198	61	48	116	2,679	171
11月	10	437	147	58	49	40	41	782	197
12月	37	351	125	54	28	9	7	611	148
1月	41	558	115	28	9		4	755	120
2月	46	890	178	84	13	7	29	1,247	234
3月	87	510	199	55	4		12	867	177
合計	588	7,822	1,959	919	362	184	328	12,162	2,343

8 平成30年度決算収支状況

収入

(単位:円)

科目	決算額	適用
事業収入	2,180,000	指定管理料
雑収入	84,560	コピー使用料
合計	2,264,560	

支出

(単位：円)

科目	決算額	適用
人件費	1,876,025	管理人手当、労働保険料
事務費	148,278	コピー機リース料、事務用品等
会議費	17,280	総会費等
通信運搬費	22,686	切手、はがき
修繕費	8,982	倉庫引き戸、網戸等
事業費	208,230	環境美化作業、コミセンだより、講演会、書き初め展
合計	2,281,481	

収入金額 2,264,560 円 － 支出金額 2,281,481 円 ＝ 収支差額 -16,921 円

※不足分については、松丘地域コミュニティ活動推進委員会より補填

指定管理業務に係る収入は、市からの指定管理に係る年度協定に基づく受託事業収入及びコピー使用料の雑収入である。

支出の主なものは、松丘コミュニティセンター管理業務に係る人件費が 187 万 6,025 円 (82.2%)、自主事業等に係る事業費が 20 万 8,230 円 (9.1%) である。

監査の結果

公の施設の管理運営業務に係る出納及びその他の事務の処理状況について、おおむね適正に処理されていると認められた。なお、収支決算書については、推進委員会との区別を明確にするよう指摘し修正している。

監査の意見

指定管理者から提出された収支決算書や事業報告書については、活動内容の把握と適切な指定管理料の算定のため、所管課が内容を十分に精査し、必要に応じて指導を行うべきである。しかしながら、所管課のみならず指定管理者制度担当課である総務課においても、活動内容や報告書の確認を行った形跡が見られず、これではチェック機能が形骸化していると言わざるを得ない。所管課は、業務を請け負っている推進委員会が決算事務等に不慣れであっても当然であると認識し、適切な指導ができるよう研鑽に努めていただきたい。平成18年から始まった本市の指定管理については、制度のあり方について検討が必要な時期を迎えたものと考えられる。関係機関それぞれが指定管理者制度及び本施設の設置目的を理解し相互に連携していただきたい。また、指定管理者については、指定管理料が公金であることを理解したうえで、支出内容が適正であるかを十分に精査して、合理的な決算書の作成を心がけていただきたい。

(むすび)

コミュニティセンターは、市民相互の交流を図り、地域住民の連帯意識を高めることを目的として設置された施設である。これまで地域コミュニティ活動の推進に尽力いただいているところであるが、今後も更なるコミュニティ活動の場となるよう本施設の設置目的に沿った運営を望むものである。

南子安地域コミュニティ活動推進委員会 (公の施設名:南子安コミュニティセンター)

1 指定管理者

南子安地域コミュニティ活動推進委員会 (君津市南子安2丁目1番28号)

2 公の施設の概要

- (1) 名称 君津市南子安コミュニティセンター
- (2) 施設所在地 君津市南子安2丁目1番28号
- (3) 設置年月日 平成8年7月1日
- (4) 設置の目的 市民相互の交流を図り、地域住民の連帯意識を高めることを目的とする。

(5) 建物の概要

- ア. 鉄筋コンクリート造り2階建
- イ. 敷地面積 817m²
- ウ. 延べ床面積 360m² (1階194m² 2階166m²)

(6) 施設の概要

- ア. 大会議室 84m²
- イ. 小会議室 28m²
- ウ. 和室 52m²
- エ. 事務室ほか 196m²
- オ. 設備 (電気設備、機械設備)
- コ. 備品 (机、いす等)

(7) 施設の開館時間等

- ア. 開館時間 午前9時から午後5時まで
- イ. 休館日 毎週月曜日
年末年始 (12月28日から1月3日まで)

3 管理運営に関する協定

- 基本協定 君津市南子安コミュニティセンターの管理及び運営に関する基本協定
指定期間 平成30年4月1日～平成33年3月31日
- 年度協定 君津市南子安コミュニティセンターの管理及び運営に関する年度協定
協定期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

4 指定管理者が行う業務 (君津市南子安コミュニティセンター管理業務仕様書より)

- (1) コミュニティセンターの使用の許可
- (2) コミュニティセンターの使用の不許可
- (3) コミュニティセンターの使用の許可の取消し
- (4) 施設全般の管理運営
- (5) 施設の建物及び設備の維持管理

- (6) 業務遂行の記録等
- (7) アンケートの実施
- (8) 事業計画書の作成及び提出
- (9) 収支計画書の作成及び提出
- (10) 事業報告書の作成及び提出

5 人員の配置等 (平成31年4月1日現在)

会長 1人
 事務員 2人
 会計 1人

6 管理業務費用 2,180,000円 (平成30年度)

7 月別利用者数 (平成30年度事業報告書より)

(単位：人)

	大会議室			小会議室			和室			室合計		月合計
	昼	夜	計	昼	夜	計	昼	夜	計	昼	夜	
4月	454	66	520	156	0	156	218	0	218	828	66	894
5月	360	55	415	161	0	161	190	0	190	711	55	766
6月	433	69	502	170	0	170	201	0	201	804	69	873
7月	382	71	453	163	0	163	174	0	174	719	71	790
8月	299	36	335	111	0	111	146	0	146	556	36	592
9月	310	40	350	149	0	149	145	0	145	604	40	644
10月	360	56	416	181	0	181	181	0	181	722	56	778
11月	395	48	443	120	0	120	184	0	184	699	48	747
12月	335	37	372	145	0	145	166	0	166	646	37	683
1月	333	36	369	150	0	150	133	0	133	616	36	652
2月	370	40	410	146	8	154	179	0	179	695	48	743
3月	418	46	464	189	0	189	189	0	189	796	46	842
合計	4,449	600	5,049	1,841	8	1,849	2,106	0	2,106	8,396	608	9,004

8 平成30年度決算収支状況

収入

(単位：円)

科目	決算額	適用
委託料	2,180,000	君津市より委託料として
雑収入	10,000	コピー使用料
合計	2,190,000	

支出

(単位：円)

科目	決算額	適用
人件費	1,928,593	事務管理人給料、労働保険料
事務費	197,964	コピー機リース代、事務用品
会議費	2,484	総会、お茶代他
交流活動費	5,400	駐車場借用お礼、菓子代
通信費	4,294	総会案内 郵便葉書、切手代
消耗部品費	7,966	掃除用品
環境整備費	41,586	植木剪定
合計	2,188,287	

収入金額 2,190,000 円 － 支出金額 2,188,287 円 ＝ 収支差額 1,713 円

指定管理業務に係る収入は、市からの指定管理に係る年度協定に基づく受託事業収入及びコピー使用料の雑収入である。

支出の主なものは、南子安コミュニティセンター管理業務に係る人件費が 192 万 8,593 円 (88.1%)、コピー機リース代等の事務費が 19 万 7,964 円 (9.0%) である。

監査の結果

公の施設の管理運営業務に係る出納及びその他の事務の処理状況について、おおむね適正に処理されていると認められた。なお、収支決算書については、推進委員会との区別を明確にするよう指摘し修正している。

監査の意見

指定管理者から提出された収支決算書や事業報告書については、活動内容の把握と適切な指定管理料の算定のため、所管課が内容を十分に精査し、必要に応じて指導を行うべきである。しかしながら、所管課のみならず指定管理者制度担当課である総務課においても、活動内容や報告書の確認を行った形跡が見られず、これではチェック機能が形骸化していると言わざるを得ない。所管課は、業務を請け負っている推進委員会が決算事務等に不慣れであっても当然であると認識し、適切な指導ができるよう研鑽に努めていただきたい。平成18年から始まった本市の指定管理については、制度のあり方について検討が必要な時期を迎えたものと考えられる。関係機関それぞれが指定管理者制度及び本施設の設置目的を理解し相互に連携していただきたい。また、指定管理者については、指定管理料が公金であることを理解したうえで、支出内容が適正であるかを十分に精査して、合理的な決算書の作成を心がけていただきたい。

(むすび)

コミュニティセンターは、市民相互の交流を図り、地域住民の連帯意識を高めることを目的として設置された施設である。南子安コミュニティセンターは、限りある指定管理料を有効に活用して運営に当たっていただいているところであるが、今後も設置目的に沿った運営のため、所管課とのより一層の協力を望むものである。

亀山地域コミュニティ活動推進委員会 (公の施設名:亀山コミュニティセンター)

1 指定管理者

亀山地域コミュニティ活動推進委員会 (君津市坂畑321番地1)

2 公の施設の概要

- (1) 名称 君津市亀山コミュニティセンター
- (2) 施設所在地 君津市坂畑321番1
- (3) 設置年月日 平成16年4月1日
- (4) 設置の目的 市民相互の交流を図り、地域住民の連帯意識を高めることを目的とする。

(5) 建物の概要

ア. 鉄筋コンクリート造り一部木造平屋建

イ. 敷地面積 4,014㎡

ウ. 延べ床面積 616㎡

(6) 施設の概要

ア. 大会議室 148㎡

イ. 小会議室 35㎡

ウ. 和室 57㎡

エ. 調理実習室ほか 376㎡

オ. 設備 (電気設備、機械設備)

コ. 備品 (机、いす等)

(7) 施設の開館時間等

ア. 開館時間 午前9時から午後5時まで

イ. 休館日 毎週月曜日

年末年始 (12月28日から1月3日まで)

3 管理運営に関する協定

基本協定 君津市亀山コミュニティセンターの管理及び運営に関する基本協定

指定期間 平成30年4月1日～平成33年3月31日

年度協定 君津市亀山コミュニティセンターの管理及び運営に関する年度協定

協定期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

4 指定管理者が行う業務 (君津市亀山コミュニティセンター管理業務仕様書より)

- (1) コミュニティセンターの使用の許可
- (2) コミュニティセンターの使用の不許可
- (3) コミュニティセンターの使用の許可の取消し
- (4) 施設全般の管理運営
- (5) 施設の建物及び設備の維持管理

- (6) 業務遂行の記録等
- (7) アンケートの実施
- (8) 事業計画書の作成及び提出
- (9) 収支計画書の作成及び提出
- (10) 事業報告書の作成及び提出

5 人員の配置等 (平成31年4月1日現在)

会長 1人
 管理人 2人

6 管理業務費用 2,180,000円 (平成30年度)

7 月別利用者数 (平成30年度事業報告書より)

(単位:人)

	大会議室	小会議室	和室	工芸室	調理室	談話室	広場	ロビーテラス	合計
4月	64	27	10	64	16	117	75	24	397
5月	172	59	15	39	14	94	36	0	429
6月	327	108	34	39	34	119	55	0	716
7月	632	72	15	8	27	116	354	0	1,224
8月	340	139	3	15	17	114	585	0	1,213
9月	182	91	9	61	30	105	5	0	483
10月	1,378	20	7	80	14	90	23	0	1,612
11月	177	60	7	50	28	144	35	0	501
12月	228	58	13	23	9	98	0	0	429
1月	285	57	44	7	10	121	32	0	556
2月	212	0	40	54	24	92	24	2	448
3月	265	51	49	35	27	144	0	0	571
合計	4,262	724	246	475	250	1,354	1,224	26	8,579

8 平成30年度決算収支状況

収入

(単位:円)

科目	決算額	適用
事業収入	2,180,000	君津市管理委託料
	7,900	コピー収入
合計	2,187,900	

支出

(単位：円)

科目	決算額	適用
人件費	2,024,192	管理人賃金、労災保険
事務費	57,076	事務費、通信費、消耗品費
事業費	193,114	環境整備、亀山ふるさとまつり、広報発行
管理費	10,720	管理費
合計	2,285,102	

収入金額 2,187,900 円 － 支出金額 2,285,102 円 ＝ 収支差額 -97,202 円

※不足分については、亀山地域コミュニティ活動推進委員会より補填

指定管理業務に係る収入は、市からの指定管理に係る年度協定に基づく受託事業収入及びコピー収入である。

支出の主なものは、亀山コミュニティセンター管理業務に係る人件費が 202 万 4,192 円 (88.6%)、環境整備等に係る事業費が 19 万 3,114 円 (8.5%) である。

監査の結果

公の施設の管理運営業務に係る出納及びその他の事務の処理状況について、おおむね適正に処理されていると認められた。なお、収支決算書については、推進委員会との区別を明確にするよう指摘し修正している。

監査の意見

指定管理者から提出された収支決算書や事業報告書については、活動内容の把握と適切な指定管理料の算定のため、所管課が内容を十分に精査し、必要に応じて指導を行うべきである。しかしながら、所管課のみならず指定管理者制度担当課である総務課においても、活動内容や報告書の確認を行った形跡が見られず、これではチェック機能が形骸化していると言わざるを得ない。所管課は、業務を請け負っている推進委員会が決算事務等に不慣れであっても当然であると認識し、適切な指導ができるよう研鑽に努めていただきたい。平成18年から始まった本市の指定管理については、制度のあり方について検討が必要な時期を迎えたものと考えられる。関係機関それぞれが指定管理者制度及び本施設の設置目的を理解し相互に連携していただきたい。また、指定管理者については、指定管理料が公金であることを理解したうえで、支出内容が適正であるかを十分に精査して、合理的な決算書の作成を心がけていただきたい。

(むすび)

コミュニティセンターは、市民相互の交流を図り、地域住民の連帯意識を高めることを目的として設置された施設である。これまでも地域コミュニティ活動の推進に尽力いただいているところであるが、今後も地域住民のコミュニティ活動の場として、幅広い世代が利用しやすい施設となることを望むものである。